

地方行政委員會議録第四十七号

昭和三十年七月二十三日(土曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長

委員

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

泰良君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十三日

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

火災防止国民運動実施に関する請願(星島二郎君外十九名紹介)(第四四四六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日

地方財政再建促進特別措置法案(内閣提出(第一一五号))

地方財政の整備に関する特別措置法案(加賀田進君外十名提出、衆法第五八号)

地方財政法の一部を改正する法律案(加賀田進君外十名提出、衆法第五五号)

地方税法改正に関する小委員長より報告聴取

〇大矢委員長

これより会議を開きます。

まず去る十九日付託せられました地方財政法の一部を改正する法律案及び去る二十日付託されました地方財政の整備に関する特別措置法案、この二案を一括議題として、提出者より順次提案理由の説明を聴取いたします。北山愛郎君。

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改める。

第四条の三中「下級裁判所を含む

む。」の下に「以下次条において同

じ。」を加え、「寄附金(これに相当する物品等を含む。を割り当てる行為を含む。を)するようなことをしてはならない。」を「寄附金(これに相当する物品等を含む。以下次条において同じ。を)を割り当てるようなことをしてはならない。」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の国に対する寄附金等の禁止)

第四条の四 地方公共団体は、国に

対し、寄附金、法律又は政令の規定に基かない負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」とい

う。)を支出してはならない。但し、地方公共団体がその施設を国に移管しようとする場合における

国と当該地方公共団体との協議に基いて支出する寄附金等であら

かじめ自治庁長官の承認を得たものについては、この限りでない。

第二十七条を次のように改める。

(都道府県の経費を市町村に負担させることの禁止)

第二十七条 都道府県の機関の設置、維持及び運営に要する経費並びに法令の規定により都道府県が負担すべきものとされている経費については、都道府県は、市町村に對し、その経費を負担させてはならない。但し、当該経費につき法令の規定により市町村に負担さ

せることができる場合又はあらかじめ自治庁長官の承認を得た場合は、この限りでない。

2 市町村は、前項但書の規定に該当する場合を除く外、同項本文の経費を支出してはならない。

第二十九条第二項中「第二十七条第一項」を「第二十七条第一項但書」に改める。

第三十三条第二項中「第五条の二の規定は、前項」を「第五条第二項の規定は前項の規定により起す地方債について、第五条の二の規定は前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公共団体は、当分の間、第五条第一項第五号に規定する普通税のうち、その一部の税率がその標準税率(第五条の標準税率をいう。)に達しない場合においても当該普通税の当該年度の収入見込額が前年度の当該普通税の収入頭をこえるときは、同条第一項第五号に掲げる事業費(前項各号に掲げる経費を除く。)については、同条第一項の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

地方財政の整備に関する特別措置法案

第一類第二号

地方行政委員會議録第四十七号

昭和三十年七月二十三日

第一類第二号

地方行政委員會議録第四十七号

昭和三十年七月二十三日

地方財政の整備に関する特別措置法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資するため、地方公共団体の財政の整備を図ることを目的とする。

(財政整備計画の策定)

第二条 昭和二十九年において、歳入が歳出に不足するため昭和三十年度の歳入を繰り上げてこれに充て、又は実質上歳入が歳出に不足するため昭和二十九年に支払うべき債務の支払を昭和三十年度に繰り延べ、若しくは昭和二十九年に執行すべき事業を昭和三十年度に繰り越す措置を行つた地方公共団体(以下「赤字団体」という。)で、この法律によつて財政の整備を行おうとするものは、当該赤字団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治庁長官に申し出て、その申出に基づいて自治庁長官が指定する日(以下「指定日」という。)現在により、財政整備計画を定めなければならない。

(財政整備計画の内容)

第三条 前条第三項の規定により財政整備計画を自治庁長官に提出した赤字団体(以下「財政整備団体」という。)は、指定日の属する年度の翌翌年度を経過した年度以降十年以内の第八條の規定により起した地方債の償還を完了し、指定日の属する年度及びこれに続く五年度以内に実質上歳入と歳出とが均衡を保つように、財政の整備を行わなければならない。

(財政整備計画の公表等)

第四条 財政整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとし、その内容は、実行可能であり、かつ、誠実に財政の整備を図ろうとするものでなければならない。

一 財政の整備の基本方針

二 財政の整備に必要な具体的措置並びにこれに伴う歳入の増加額及び歳出の減少額

三 指定日の属する年度の翌翌年度を経過した年度以降十年以内

(委員等の協力)

第七条 教育委員会、公安委員会その他の財政整備団体に執行機関として置かれた委員会及び委員並びに委員会の管理に属する機関は、財政整備計画の策定及び達成につき、当該財政整備団体の長に協力しなければならない。

り同法の規定の全部又は一部を適用する地方公営企業以外の企業に係る特別会計

二 前号に掲げるもののほか、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六條に規定する公営企業に係る特別会計

三 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

3 第一項の財政整備計画は、当該赤字団体の長が作成し、その議会の議決を経て、自治庁長官に提出しなければならない。その提出した財政整備計画を変更する場合も、また同様とする。

(財政整備の目標)

第三条 前条第三項の規定により財政整備計画を自治庁長官に提出した赤字団体(以下「財政整備団体」という。)は、指定日の属する年度の翌翌年度を経過した年度以降十年以内の第八條の規定により起した地方債の償還を完了し、指定日の属する年度及びこれに続く五年度以内に実質上歳入と歳出とが均衡を保つように、財政の整備を行わなければならない。

(財政整備計画の内容)

第四条 財政整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとし、その内容は、実行可能であり、かつ、誠実に財政の整備を図ろうとするものでなければならない。

一 財政の整備の基本方針

二 財政の整備に必要な具体的措置並びにこれに伴う歳入の増加額及び歳出の減少額

三 指定日の属する年度の翌翌年度を経過した年度以降十年以内

(委員等の協力)

第七条 教育委員会、公安委員会その他の財政整備団体に執行機関として置かれた委員会及び委員並びに委員会の管理に属する機関は、財政整備計画の策定及び達成につき、当該財政整備団体の長に協力しなければならない。

内第八條の規定により起した地方債の償還を完了するために必要な各年度ごとの償還額

四 その他財政の整備について必要な事項

2 前項第二号の事項については、次に掲げる事項が含まれていなければならない。

一 指定日の属する年度及びこれに続く五年度以内に、第八條の規定により起した地方債の償還を含めて、実質上歳入と歳出とが均衡を保つことを目標とする経費の節減計画

二 指定日の属する年度の前年度以前の年度分の租税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画及びその実施の要領

三 指定日の属する年度以降の年度の租税その他の収入について、その徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画及びその実施の要領

二 指定日の属する年度の前年度以前の年度分の租税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画及びその実施の要領

三 指定日の属する年度以降の年度の租税その他の収入について、その徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画及びその実施の要領

(財政整備計画の公表等)

第五条 第二条第三項の規定により財政整備計画を自治庁長官に提出した場合には、当該財政整備団体の長は、その要領を住民に公表するとともに、その協力を得るために必要な措置をとらなければならない。その財政整備計画を変更した場合も、また同様とする。

(国、他の地方公共団体及び公共的団体等の協力)

第六条 国、他の地方公共団体及び公共的団体その他これに準ずる団体は、財政整備計画の実施について、当該財政整備団体に協力しなければならない。

(委員等の協力)

第七条 教育委員会、公安委員会その他の財政整備団体に執行機関として置かれた委員会及び委員並びに委員会の管理に属する機関は、財政整備計画の策定及び達成につき、当該財政整備団体の長に協力しなければならない。

に應じ、五十億円を限度として、なるべくすみやかに、当該財政整備団体が直ちに当該債権者に係る財政整備債の償還に充てることを条件として、政府資金を当該財政整備団体に融通するようにするものとする。

第九條 財政整備団体は、財政整備債については、指定日の属する年度の翌翌年度を経過した年度以降十年以内、財政整備計画に基づきその償還を完了しなければならない。

2 財政整備団体が前項の規定による地方債(以下「財政整備債」という。)を起し、並びに起債の方法、利息の定率及び償還の方法を変更しようとする場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十條の規定にかかわらず、自治庁長官の許可を受けなければならない。

(財政整備債の引受)

第九條 国は、財政整備債のうち三百五十億円に相当するものを限度として、これを引き受けるものとする。

2 国は、財政整備団体が前条の規定により起した財政整備債のうち国以外のものが引き受けたものについて、昭和三十年年度以降において当該財政整備債の債権者の申出があつたときは、資金運用部資金(資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六條の資金運用部資金をいう。)又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金(以下本条中「政府資金」という。)の状況

2 国は、財政整備団体が前条の規定により起した財政整備債のうち国以外のものが引き受けたものについて、昭和三十年年度以降において当該財政整備債の債権者の申出があつたときは、資金運用部資金(資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六條の資金運用部資金をいう。)又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金(以下本条中「政府資金」という。)の状況

(報告及び公表)

第十二條 財政整備団体は、毎年度九月三十日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政整備計画の実施の状況を自治庁長官に報告するとともに、その要旨を住民に公表しなければならない。

に應じ、五十億円を限度として、なるべくすみやかに、当該財政整備団体が直ちに当該債権者に係る財政整備債の償還に充てることを条件として、政府資金を当該財政整備団体に融通するようにするものとする。

第九條 財政整備団体は、財政整備債については、指定日の属する年度の翌翌年度を経過した年度以降十年以内、財政整備計画に基づきその償還を完了しなければならない。

2 財政整備団体が前項の規定による地方債(以下「財政整備債」という。)を起し、並びに起債の方法、利息の定率及び償還の方法を変更しようとする場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十條の規定にかかわらず、自治庁長官の許可を受けなければならない。

(財政整備債の利子補給)

第十一條 国は、毎年度予算の範囲内で、財政整備債につき、当該財政整備債の当該年度分の利子支払額のうち、利息の定率を年六分五厘として計算して得た額に相当する金額を限度として、これを当該財政整備団体に補給することができ。

2 財政整備団体は、総理府令で定めるところにより、毎年度、資金計画を自治庁長官に報告しなければならない。

(監査)

第十三條 自治庁長官は、毎年度一回以上、財政整備団体について財政整備計画の実施の状況を監査し

なければならぬ。

(勸告)

第十四条 自治庁長官は、特に必要があるとき、その財政整備計画の内容及び実施の状況について必要な勧告をすることが出来る。

(自治庁長官の権限の委任)

第十五条 自治庁長官は、政令で定めるところにより、この法律に定める自治庁長官の権限のうち市町村に係るものの一部を都道府県知事に委任することが出来る。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 地方財政の整備に關する特別措置法(昭和三十年法律第 号)の規定により財政整備団体の財政整備計画の実施の状況を監査し、及び必要な勧告をすること。

第九条中第十八号を第十九号とし、同条第十七号の次に次の一号を加える。

十八 地方財政の整備に關する特別措置法の規定により財政

整備団体の財政整備計画の実施の状況を監査し、及び必要の勧告をすること。

○北山委員 地方財政法の一部改正案の提案の理由、お手元に印刷が行つておると思いますが、これを朗讀いたします。ただいま議題となりました加賀田進外十名提出、地方財政法一部改正案につき、その提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

本法案の第一の目的は、地方公共団体が国または他の地方公共団体に対し、法令に基かない負担金、寄付金等を支出することの制限し、国、府県、市町村相互の責任と負担の限界を明確にするにとともに、地方財政赤字の原因を除去しようとするものであります。

元來、国、地方団体の行政事務とその財源の配分は、地方財政法、地方交付税法、その他の法令に規定されるところであるにもかかわらず、国、府県等においては、みづから負担すべきものを市町村に負担させる等、財政上の原則を乱るものが少なくないのであります。自治庁の調査によれば、昭和二十八年年度においてこの種の負担は、国及び国の機関に対するもの約二十八億圓、国または県の関与する諸団体に關するもの百三十三億圓、地方公共団体相互間のもの六十八億圓に達してあります。学校等はもとより、自衛隊、警察、検察庁、裁判所、労働基準監督署等の経費まで地元地方団体に負担させることは、財政上の影響はもたらぬこの種の権力的機關の業務の公正を保障するゆえんではないと思ふのであります。従つて、まず地方財政法第四条の三を改めて、強制徴収以外の割当徴収に適用を拡大し、新たに第四条の四を

設けて、国に対する地方公共団体の寄付金は原則的に禁止することとしたのであります。

また都道府県と市町村の關係において、現行の地方財政法第二十七條の規定は、その内容が必ずしも明らかでなく、受益負担の名のもとに無制限に都道府県の経費を市町村にせよ寄せられるおそれがありますので、これを改めて、他の法令(例へば道路法)によつて市町村に負担させることが明らかであるもの、及び自治庁長官の承認を得た場合のほかは、都道府県が法令によつて当然みづからの負担すべきものを市町村に負担させてはならないことにいたしましたのであります。

次にこの法案の第二の目的は、地方財政法第五条第一項第五号を改めて、地方債を起し得る場合の制限を若干緩和しようとするものであります。過般東京部の固定資産税の増徴の事件に明らかになつたように、地方公共団体が課税標準の決定についても政府の指示を標準にしなければならない結果として増徴となるので、その税率を引き下げようとするれば、地方財政法第五条、第一条、第五号の規定によつて起債の制限を受けることとなり、著しく地方団体の自主性を制限しているものでありますから、これを改めて、当該税率が標準税率を下回る場合でも、徴収の見込みが昨年の収入を超過するものと認められるときは、地方債を起すことができるように制限を緩和しようとするものであります。

以上いづれも、現行制度の欠陥を除去し、地方財政の合理化と健全化に必要適切な措置と考えますので、慎重かつすみやかに御審議御決定をいただきます。

いと存するものであります。

次に、ただいま提案されました地方財政の整備に關する特別措置法案につき、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

地方財政の窮乏は年々深刻となり、昭和二十八年年度決算において赤字四百六十二億圓、昭和二十九年年度はさらに五百八十六億圓に増大するものと推測されておる、このままに放置するならば地方財政は破綻し、国の施策遂行と国民生活に重大な影響を及ぼす結果となることは明らかであります。

本年三月鳩山総理の提出した地方財政白書によれば、その責任は主として国にあり、従つて地方財政再建に對しては国としても地方交付税率の引き上げ等適切な財源措置を行うとともに、赤字地方団体も長期計画を立て、合理的再建の方途を講ぜしめることが必要であります。それが本特別措置法案の提案理由であります。

次に本法案の内容について御説明申し上げます。

第一に、昭和二十九年年度末の赤字団体は自主的にその議会の議決を経て財政整備計画を策定し、自治庁長官に提出する点については、政府提出の地方財政再建促進特別措置法案と大体同様であります。特に団体の自主性を重んじ、長官の承認、あるいは変更を命ずる等の規定はいたさないこととしてあります。

第二に、財政整備計画は翌年から五年間に財政収支の均衡を回復することを目標とすることにいたしました。

第三に、財政整備の起債は政府資金三百五十億圓、公募債五十億圓計四百

億圓としておりますが、公募債は昭和三十年年度以降すみやかに政府資金に切りかえることにしました。

第四に、国は財政整備に對し年六分五厘の利子補給を行うことにし、政府資金による整備債は三年据え置き、自後十年間に元利償還することにしてあります。

第五に、財政整備団体に對する政府の干渉を排し、自治庁長官の監査及び必要な勧告、必要な報告の提出の義務だけを提出いたしました。

第六に、財政整備団体の議会及び行政委員会等の組織運営には特別の制限を加えないようにしました。

第七、国及び他の地方公共団体に對する法令に基かない寄付金、負担金等の制限については、別に地方財政法一部改正法案を提出し、これに譲ることとしたのであります。

以上内容の概要を御説明申し上げますが、本案はあらゆる点から見て、府県と比較にならぬ優秀な案であり、本法案の措置によつてのみ地方財政の合理的再建が期待されるものと信じておりますので、何とぞすみやかに御審議御決定をいただくよう希望する次第であります。

○大矢委員長 これにて提案理由の説明は終りました。これに対する質疑はございませんか。

○大矢委員長 それでは次に政府提案にかかる地方財政再建促進特別措置法案及びただいま提案説明を聴取いたしました地方財政の整備に關する特別措置法案の両案を一括して議題とし、議事を進めることにいたします。

政府提案の地方財政再建促進特別措置法案及び本案に対する鈴木直人君外十八名提出の修正案については、前回の委員会において一応質疑は終了したとしておりますが、若干質疑があるものとありますから、この際議員提出の法律案を含めて質疑を許します。

○北山委員 今度は質問を申し上げます。この前修正案につきまして質疑をやっておりますが、その残りが若干ございますから簡単に伺いたいのであります。

ちょうどあの時間切れのときに第二十三条の見出し及び同条中の修正、その中に「地方財政又は地方行政に係る制度の改正等により、地方財政の基礎が確立した年度以降の年度で政令で定める年度以降においては、これは起債制限のことだと思ひますが、もしもここに規定されておるような地方財政の基礎が確立したという条件のものとは、もはや起債の制限等の必要も起らないし、特にそういうことを規定する必要もないのじゃないか、かように存するわけでありませう。従いまして一体地方財政及び地方行政の制度改正というものが、果してあり得るかどうかというところが一番の問題ではなからうかと思ひますが、従いまして、提案者におきましては近い将来におきまして地方財政の改正が起るといふことを前提にしていらっしゃるようでありませうが、これらの点の見通しといひますか、あるいは政府等との了解とか、そういう点についての見通し、お考えを一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

部であります。地方財政法の五条の第一項但書に各号が列記されてありますが、その中の三項目につきまして、主として財源補てんのような性質を持つておるようなものでございまして、地方債を許可しないという原則から見ると、この程度のものは許可しないことができるというふうな規定してもよろしいのではないかと見解から、この三項目につきましては許可しないことができるというふうな規定した次第であります。そうしてその条件といひましては、現在のようないつ明らかに地方財政計画が不完全であつて、赤字が出ることを予想されるような地方財政計画のもとにおいて、地方団体が赤字を出したような場合に、その起債を許可しないという原案は不当なものであると考えまして、これを全部削除するのとはどうかではないか、また意味をなさないのでないかという御意見がございまして、そのようないつ御意見をいただきましたが、私には十分検討をいたした次第であります。ただここに規定をいたしておくと、これは、この規定によつて全国の地方公共団体が赤字を出さないような考え方を幾らかでも起すならば、この規定を入れる意義があるという考え方が一つ、もう一つは、その前提とするところの地方財政計画が確立したときからそれでも赤字を出すような場合においても、三項目についての起債は許可しないことができるということになるのであるから、その地方財政の基礎が確立したと認められるという段階に努力するために、国会におきまして、あるいは政府におきまして、あるいは地方団体におけるところの徴税の成績等におきまして、あるいは行政機構の改革等におきまして、お互いに努力するためにこのような規定を法文として作つておいた方が、やはり目標としてはつきりするのではないかと、いうような考え方からこの規定を入れた次第なのであります。それから地方財政及び地方行政の改善によつて、地方財政の基礎が確立できるような措置について、近く政府においてもあるいは提案者の側においても計画があるかというふうなお話でございしましたが、この地方財政の基礎が確立するということはどの点で確立したかという判断が非常に困難な問題でありまして、この文字をそのままに受け取るならば、きつめて厳格なものとなるのであります。客観的に見まして地方財政の基礎が確立したと思はれるような措置をわれわれにおきましても講じたいという考え方をもち、その一部の実行をいたしたいと実は考えておるものであります。与党におきましてもそういうふうなことを了承いたしておるのであります。政府におきましてこの改正案については了承をいたしておるのでございませう。しかしながらからばいかなる具体的なものが進められておるかという点につきましては、この法案につきましても明らかにされておらない次第でございませう。またそれが実現をしない限において明らかな規定をもつてこれを明示するということは考えもめだと思ひましてこの程度の抽象的な条文をもつて規定をいたしたというのが立案者の考えであり計画であります。

○北山委員 この修正案の各部分につきましてはこの前御説明ありましたが、いろいろな修正点あるいは修正の基礎となつた考え方、これについてはわれわれも非常に賛成し得る点が多いのでございませう。ただししかしにこの修正点が通りまして原案が修正されて国会を通過したと仮定した場合に、私どもが一番心配をいたしますのは、この委員会で再々指摘せられたように、この再建促進法では、規定の上で、いかに改善を見ましても、その裏づけとなる財源的な措置においては非常に不足であるという点はおそらく提案者も認められておると思ひます。すなわち赤字五百八十六億に対して二百億の手当しかないというところが一つ、もう一つは今年度の地方財政の実際の需要額と政府の地方財政計画との間に五百億ないし六百億の食い違いがある。この二つの点が是正を見ない以上は、この法案が通りましてその効果が危ぶまれるあるいは逆にこの法案の持つておる地方団体に対する拘束等が段階にその影響を及ぼすのではないかと、こういう点が一番心配される点であります。従いましてかりにもしもこの法案に対する修正案の提案者におきまして、この法案と同時に地方交付税率の引き上げを大幅に行うというふうな措置をあわせ提案されるならば私も大いに賛成いたします。ところが遺憾ながらその措置がとられていないのであります。われわれ社会党はこの点につきまして重大な関心を持ち、地方交付税率を二七％に引き上げ、三百億の財源措置をするという法案を別に出しておるのでございませうが、提案者の側におきましてはこのような措置が必要であるとは考えないかどうか、また必要であるとするなら

ば、われわれの提案しておる地方交付税率の一部改正による地方交付税率の増額という点に賛成せられる用意があるかどうか、その点について伺ひたいと思ひます。

○鈴木(直)委員 社会党から提案されました修正案につきましては、敬意を表しておる次第であります。ことに先ほどの提案理由の御説明にありました通り非常にりっぱな理想的な修正案でございませう。ただ実は私少しおそく参りまして、はつきりした御説明は聞けなかつたのであります。財政投融資におきまして政府資金三百五十億、公債五十億合計四百億を引き充てるといふような案でございませうが、われわれといたしましてはすでに三十三年度の予算に賛成をいたして成立いたしておる段階でございませう。私たちが賛成をいたした予算の中におきましては、資金運用部資金計画が組まれておりまして、その中には、地方債として六百六十二億で計上されておる。それを認めておる段階でございませう。従いまして社会党の案の三百五十億の政府資金をこの際組みかえをするといふことは實際上できかねることに相なつておるわけでありませう。この点につきましても、実は社会党の提案者にお伺ひしたいと思つておつたのであります。先般の社会党の組みかえ案の中にたゞいま提案されておるような預金部資金運用資金の三百五十億をこの方面に使うといふような内容が含まれておつたかどうかという点について、実はお伺ひしたいと思つておつたところでありませうが、先般組みかえ案を提出されたのでありますから、その内容に、おそらく本日御説明になりま

したこの再建債に対する政府資金の三百五十億が組みかえ案の中に裏づけとして入っていることであろうと考えておられるようですが、そういうことであれば別でありますけれども、提案者といひましては六百六十二億といふこの国会におけるところの決議をいたしておる状態からしまして、技術的にこの国会におけるところの決議をいたしておるような政府案を認めるということとをせざるを得ないということになるわけでありまして、それからこの政府案にして初めて六百億に近いところの赤字のたな上げができるかという点につきましては、提案者の一人である私も本会議において当初政府に質問し、またこの委員会においても質問をいたしたのであります。政府の説明をいたしましては、二十八年度の四百六十二億を基礎としてきめたところの二百億である、二十九年度については目下調査中である、この結論が出たならば、それに対するいわゆる補充的な考案方をいたしたいということを政府当局として質問をいたしておる次第であります。従いまして提案者といひましては、まだ始まらない再建計画の實行でありますから、この国会中にこの法案を修正して通してしまし、そうして政府をして實行に着手せしめまして、その過程においてそのような段階ができたならば、政府の言明を監視して、次の通商国会も十二月にあることでありまして、あるいはその前に臨時国会等があったような場合においても、特にそのころはもう二十九年度の赤字もわかる段階でありますから、私たちは政府の言明を監視し、そうしてその言明通りに実行をするという考え方のもとに、政府原案を承認しておる

次第であります。ことにこのうちの八十億程度のものは、二十七年度前における国の直轄事業に対する地方の負担金が含まれておるのであって、この負担金は分割払いというような方法をとって処理するという言明でありましたが、ただ行政措置によって政府にこの分割払いをまかせるといふことは、政府の言明にもかかわらず不安でございましたので、この修正案の中において修正をいたしまして、これは交付公債をもつて切りかえるというようになるといたしました。この二百億にプラス八十億の二百八十億は少くとも本法案によって解決をし、それ以外のものは実行の過程において必要な場合には必要な措置をするという政府の言明を信賴しつつ監視を続けたいという考えから原案を承認いたしましたような次第であります。

○北山委員 昨日も申し上げましたが、自由党の修正案の中に、国の直轄工事に対する地元負担金の未納分を交付公債にする、この案が加えられまして、これは、社会党としても欣快に思うのであります。特に社会党としては、同趣旨の法案を国会に提案してある立場から行きて、本来ならばわが党の案が可決せられることが望ましいのでございます。しかしながら同じ内容のもの自由党によって採用されたというところにつきましては、われわれも敬意を表したいと思ひます。これは率直に申し上げておりますが、ただいろいろの修正案についても少し何とかならなかつたかという気持もいたします。そのおもしろなる点は、この委員会です。今度の再建促進に使う政府資金であり

ますが、その政府資金は百十億、その百十億の配分は、赤字再建債としては五十億、六十億は退職手当分として、いわゆる首切り用として六十億であります。従つてそのような政府資金の配分引き当てから考えるならば、どうもこの再建案といふものは、過去に累積をした赤字をたな上げするといふことが目的であるよりも、むしろ今後において地方団体の首切りを奨励する案であるかのごとき印象を受けるのであります。従いまして提案者においては、この五十億と六十億の政府資金の比率配分については何の考慮もされなかつたのであるか。また今後において何か考慮する御用意があるかどうか。この委員会でも政府当局との間にいろいろ質疑があつたのであります。この点について特に伺ひをしておきたいのであります。

○鈴木(通)委員 五十億は再建債の切りかえにこれを用ひ、他の三十億は一般的な地方財政計画に基いて退職する方々に退職手当として支給する場合に、その地方団体に金が不足している場合には起債を求めることができるといふ計画になっており、他の三十億は、この再建整備法の規定によつて、再建整備法として指定された団体が退職手当を必要とするような場合にこれを使うのである、というような計画の説明を政府から聞いておつたのであります。しかしながらこの法律の規定から見ますと、そのような計画が説明として加えられておるのである、法律の規定の中には明らかにされておらない次第であります。従つてこの法律から見ますと、退職手当につきまし

ては、地方財政法の第五条によつては地方起債をすることができない、というような現在の地方財政法五条の規定に、退職手当にも地方債を発行することができるといふ例外的な規定をこの法律によつて満したものであると解釈をいたしておる次第であります。そうして退職手当の引き当てとして起債を許されたものについては三カ年間にわたつてこれを償還する、また起債償還のためにやる分については七年でしかかに償還するということが区別されておるのであります。金額につきましては、この法文には明らかにされておらないのであります。ただ政府の説明の中にその計画であるといふことを聞いたにすぎないのでございまして、これを実施したした場合に、その修正案を提出した私たちとしては、計画はその通りでありまして、退職手当の方面にそれほど必要でなかつたという場合においては、地方財政再建計画に基いて五十億以上にかつたという場合においては、それとにらみ合せて、その方面にも融通することができるといふことである。法律はそれを押さえているのではないといふ解釈をいたしておるのであります。百十億の地方起債を實際の場合においてどのようにやるかという点につきましては、私も、私どももいたしましては、実は法案の体裁上といひましては関係ない、たさないう考案方でございます。従いましてこの法律によつて退職手当に起債を起すことができるという、そういう法律だけによつて首切りが強化される結果を来すというようには、実は考えていないのであります。もちろん今までは退職手当の引き当てとし

て地方起債を起すことができなかったのに対して、初めて退職手当に地方起債を許すことができるような規定になつたのだから、そういうことによつて首切りが強化されるのであるかと考へる人もあるでございまして、これは人の受ける感でありまして、私はいたしましては、そのために首切りを強化する法案であるとは考えませんし、またそういうことを期待をいたしておらないのでございます。財政再建計画におきましては、最も妥當なことに首切りというものはきわめて重要な問題でありますから、この法律ができたために首切りをするのだといふ考案方を地方団体に起してもらいたくないといふことを私は希望をいたしておることを、この際表明いたしておきます。

○北山委員 この点につきましては、実は政府からも自治庁長官からいろいろお考えを承つたので、これ以上くどくは申し上げませんけれども、やはりこれが改まらない。法律はともかくといたしまして、政府が政府資金の配分を五十億、六十億というような配分にしておることはやはり適切でない、かように考えますが、この前長官の言明もございまして、必要によつては大蔵當局とも交渉してやりたい。それから大蔵省の方でも、自治庁長官の方からそういう御要請であれば、退職手当債を再建債の方に回すことを考へてもよろしいというような言明がありまして、それから、それを信用いたしまして今後の長官の御努力を要請いたしておきます。

なお後日のためにもう一点だけ政府にお伺ひをします。この再建促進法に

よって再建団体になった団体が、その再建途上において、もしやになつて、再建団体がなくなる、かこの鳥からのがれよう、そうして自前にならうとするような場合、これを適用した際にどういふ制裁が起るか。財政部長から、それは再建債の繰り上げ償還が行われるのだ、こういうお話であつたわけでありませう。けれどもこういうことが当然起るといふことは、私法律を調べてみましたが、法律の中にはない。これはおそらく一般の地方債、個別の地方債によつて金を貸す場合の契約の内容にあるのだと思ふのでありませう。従つてこれは政府の運用にまかされておると考えます。従つてそういう場合に、この再建団体が今度は一本立ちになつて自分の力で歩きたいと思つたときに、それはけしからぬ、なんでもかんでもとどめておかなければならぬ、もしも一本立ちになりたければ借金全部返せといふように冷嘲に扱われる方針であるか。あるいはやはり事情によつては、その団体の気持をよくんで、その際においても借金は全部一ぺんに返せといふような冷嘲な扱いをしない御方針であるか。一つ自治庁長官のお考えを承つておきたいのです。

○川島国務大臣 再建団体が自力で再建するようになることは、私も喜ばしい状態だと考えておるのでありますが、その際に一ぺん許した再建債をどう処置するかということにつきましては、そのときのいろいろ事情にもよるものでありまして、今の確にお答えはできませんが、根本の考え方としては、再建団体が一日も早く健全な財政運営の姿になることを希望しておるのでありますから、その線

に沿つて処置すべきものだ、こう考え、そういうふうにいいたしたいと存じます。

○後藤政府委員 簡単に補足いたしました。私が先日申し上げました通り、これは契約の条件にどの起債でも繰り上げ償還といふ問題に入つていゝのであります。しかしその場合にいろいろな事情がございますから、特殊な場合につきましては、その際にその団体の特殊事情等も考えまして、いろいろ考慮したらいゝのじゃないか。原則としてはやはり繰り上げ償還といふこととしておいて、そうしてその繰り上げ償還をする場合にいろいろなケースがある、私は考えておりますので、そのときの問題にいたしたらどうか、かように考えております。

○鈴木(通)委員 実は先ほど私の答弁のうち間違ひがありましたので、訂正をいたしておきます。それは先般成立いたしました予算の中に、資金運用部資金運用計画として地方債が六百六十二億計上されていゝといふふうに申したと思ひますが、それは四百六十六億の間違ひでありましたから、訂正いたしておきます。

○加賀田委員 ちよつとこの際最後に質問いたしておきたいと思ひます。修正案によりますとこの三条の二項といたしまして新しい項を設けまして、委員並びに委員会の管理する機関の意見を聞いて、この際計画を立てなければならぬといふことになっております。従つて先般衆議院に提出したものに對していろいろ論議がありましたが、赤字団体の長が各委員会並びに委員の意見を聞いて財政再建を促進いたします場合、意見を取り入れるか、取

り入れないかは各赤字団体の長の自由になると思ひますが、なおこの計画を立てた後に、第八条に基いて各委員会の委員と長とが協議するといふことになっております。従つて計画を立てる前に意見を聞くといふ程度にとどめて、計画が決定されました、これを執行する場合になりましてから委員会等との協議といふことになりませうと、実際は一つのワケをはめられた後において協議することになつて、各委員会の意見が十分達成できないといふ憂ひがあると思ひます。そこ

で私たちがしてはやはりこういう委員会の意見をいれる場合には、作成前にも、協議を聞くといふ程度にとどめて、協議をすべきが妥協ではなかつたかと思ひます。こういう点について修正提案者として御論議はなかつたか、あるいはどういふ見解を持ていゝかといふことについて御質問いたしたいと思ひます。

○鈴木(通)委員 ごもつともな御質問であると思ひます。この点についていろいろ研究いたしましたのであります。政府の説明によれば、地方財政計画は大ざつぱなものであるといふことでございまして、また何条の何項でございまして、実際に再建整備団体の長が再建整備計画と予算を組む場合には調整をしなければならぬといふことになつておられるわけでありませう。従ひまして、予算を組む場合には再建団体の長は調整しなければならぬといふことになつております。委員会は調整しな

らなければならぬといふ規定にはなつておられないのであります。従ひまして教育委員会法によるところの教育委員会の予算提出権といふものは確保され

ておるわけでございます。再建計画は大ざつぱなものでありませうが、実際に予算を組む場合においては、現在の教育委員会法によつて、教育委員会が予算を送付する権限、権能は依然として持つておるのでありまして、それに

よつて予算を一応提出して、現在の自治法の規定によつて予算はきめられるのでありますから、この際に具体的な予算を組む場合には、教育委員会の考え方から反映するものだと考えた次第であります。そうして、その決定いたしました予算を執行する場合においては、原案によりまして、計画を執行していく場合に必要なる予算の執行については、協議をするといふのであるのであります。必要ないといふことは非常

にありませう。必要ないといふことは、それを計画の達成に著しく障害を及ぼすといふようなもののみ、協議を限定した次第であります。財政計画を、長が立てる場合に、あらかじめ協議するといふことになりましたれば、もちろんそれが強化されるのであります。けれども、この修正案は、お互ひ十八名の共同提案でもございまして、結局意見を聞くといふことでも、現実に

いは、運用の上において、地方自治体の内部において、協議をする程度まで打ち合せることが行われることを期待して、意見といふことになつた次第であります。

○加賀田委員 もちろん運用において期待をされることはけつことであると思いますが、今の御答弁の中で、十八名の共同提案であつてといふこともあつたので、やはりそういう十八名の中

では、協議をするといふ字句に変えるべきであるといふ意見もあつたと私は推

察をいたすわけでありませうけれども、先ほど申し上げた通り、意見を聞くだけであつて、決定されたワケの中で協議されるということになりますと、やはり協議の整わぬような場合がここ

に起るといふ懸念が強いわけであつて、従つてもしこれを作成される前に、協議をしてそれが決定されるということになれば、これはほとんどその協議の過程において作成された再建計画といふものは、委員会の意見といふものが相当深く入つていゝといふ理解を私は持つてゐるわけなんです。そういう意味では、どうしても再建を執行する場合の協議が規定されていゝとするならば、この作成するまでの計画に對しま

しても、やはり協議すべきが妥協ではなかつたかと非常に遺憾に存じてゐるわけでありませう。なおそういう十八名の意見の中での調整の過程を通じて、こういう意見といふことで決定されたように、私実は理解をいたします。

さらに、退職金の問題で北山委員から質問がございましたが、六十億といふのは退職金のみを充當するといふ場合ではなくして、その事情に応じては、再建債の方に回してもいいという御意見がありました。この規定では、退職金は大体三年間で償還することになつております。再建債は七年間に償還することが規定してありますけれども、もし六十億の退職金が一

般の再建債の方に認められるとするならば、この三年間を七年間として変更するかどうかといふことも、一応明らかにしていただきたいと思ひます。

○川島国務大臣 六十億予定しております退職金を、振りかえまして再建債にした場合は、ほかの再建債と同様に

おられるのであります。再建計画は、先ほど申し上げた通り、意見を聞くだけであつて、決定されたワケの中で協議されるということになりますと、やはり協議の整わぬような場合がここに起るといふ懸念が強いわけであつて、従つてもしこれを作成される前に、協議をしてそれが決定されるということになれば、これはほとんどその協議の過程において作成された再建計画といふものは、委員会の意見といふものが相当深く入つていゝといふ理解を私は持つてゐるわけなんです。そういう意味では、どうしても再建を執行する場合の協議が規定されていゝとするならば、この作成するまでの計画に對しま

しても、やはり協議すべきが妥協ではなかつたかと非常に遺憾に存じてゐるわけでありませう。なおそういう十八名の意見の中での調整の過程を通じて、こういう意見といふことで決定されたように、私実は理解をいたします。

さらに、退職金の問題で北山委員から質問がございましたが、六十億といふのは退職金のみを充當するといふ場合ではなくして、その事情に応じては、再建債の方に回してもいいという御意見がありました。この規定では、退職金は大体三年間で償還することになつております。再建債は七年間に償還することが規定してありますけれども、もし六十億の退職金が一

般の再建債の方に認められるとするならば、この三年間を七年間として変更するかどうかといふことも、一応明らかにしていただきたいと思ひます。

○川島国務大臣 六十億予定しております退職金を、振りかえまして再建債にした場合は、ほかの再建債と同様に

おられるのであります。再建計画は、先ほど申し上げた通り、意見を聞くだけであつて、決定されたワケの中で協議されるということになりますと、やはり協議の整わぬような場合がここに起るといふ懸念が強いわけであつて、従つてもしこれを作成される前に、協議をしてそれが決定されるということになれば、これはほとんどその協議の過程において作成された再建計画といふものは、委員会の意見といふものが相当深く入つていゝといふ理解を私は持つてゐるわけなんです。そういう意味では、どうしても再建を執行する場合の協議が規定されていゝとするならば、この作成するまでの計画に對しま

しても、やはり協議すべきが妥協ではなかつたかと非常に遺憾に存じてゐるわけでありませう。なおそういう十八名の意見の中での調整の過程を通じて、こういう意見といふことで決定されたように、私実は理解をいたします。

さらに、退職金の問題で北山委員から質問がございましたが、六十億といふのは退職金のみを充當するといふ場合ではなくして、その事情に応じては、再建債の方に回してもいいという御意見がありました。この規定では、退職金は大体三年間で償還することになつております。再建債は七年間に償還することが規定してありますけれども、もし六十億の退職金が一

般の再建債の方に認められるとするならば、この三年間を七年間として変更するかどうかといふことも、一応明らかにしていただきたいと思ひます。

○川島国務大臣 六十億予定しております退職金を、振りかえまして再建債にした場合は、ほかの再建債と同様に

おられるのであります。再建計画は、先ほど申し上げた通り、意見を聞くだけであつて、決定されたワケの中で協議されるということになりますと、やはり協議の整わぬような場合がここに起るといふ懸念が強いわけであつて、従つてもしこれを作成される前に、協議をしてそれが決定されるということになれば、これはほとんどその協議の過程において作成された再建計画といふものは、委員会の意見といふものが相当深く入つていゝといふ理解を私は持つてゐるわけなんです。そういう意味では、どうしても再建を執行する場合の協議が規定されていゝとするならば、この作成するまでの計画に對しま

しても、やはり協議すべきが妥協ではなかつたかと非常に遺憾に存じてゐるわけでありませう。なおそういう十八名の意見の中での調整の過程を通じて、こういう意見といふことで決定されたように、私実は理解をいたします。

さらに、退職金の問題で北山委員から質問がございましたが、六十億といふのは退職金のみを充當するといふ場合ではなくして、その事情に応じては、再建債の方に回してもいいという御意見がありました。この規定では、退職金は大体三年間で償還することになつております。再建債は七年間に償還することが規定してありますけれども、もし六十億の退職金が一

般の再建債の方に認められるとするならば、この三年間を七年間として変更するかどうかといふことも、一応明らかにしていただきたいと思ひます。

○川島国務大臣 六十億予定しております退職金を、振りかえまして再建債にした場合は、ほかの再建債と同様に

おられるのであります。再建計画は、先ほど申し上げた通り、意見を聞くだけであつて、決定されたワケの中で協議されるということになりますと、やはり協議の整わぬような場合がここに起るといふ懸念が強いわけであつて、従つてもしこれを作成される前に、協議をしてそれが決定されるということになれば、これはほとんどその協議の過程において作成された再建計画といふものは、委員会の意見といふものが相当深く入つていゝといふ理解を私は持つてゐるわけなんです。そういう意味では、どうしても再建を執行する場合の協議が規定されていゝとするならば、この作成するまでの計画に對しま

しても、やはり協議すべきが妥協ではなかつたかと非常に遺憾に存じてゐるわけでありませう。なおそういう十八名の意見の中での調整の過程を通じて、こういう意見といふことで決定されたように、私実は理解をいたします。

さらに、退職金の問題で北山委員から質問がございましたが、六十億といふのは退職金のみを充當するといふ場合ではなくして、その事情に応じては、再建債の方に回してもいいという御意見がありました。この規定では、退職金は大体三年間で償還することになつております。再建債は七年間に償還することが規定してありますけれども、もし六十億の退職金が一

般の再建債の方に認められるとするならば、この三年間を七年間として変更するかどうかといふことも、一応明らかにしていただきたいと思ひます。

○川島国務大臣 六十億予定しております退職金を、振りかえまして再建債にした場合は、ほかの再建債と同様に

おられるのであります。再建計画は、先ほど申し上げた通り、意見を聞くだけであつて、決定されたワケの中で協議されるということになりますと、やはり協議の整わぬような場合がここに起るといふ懸念が強いわけであつて、従つてもしこれを作成される前に、協議をしてそれが決定されるということになれば、これはほとんどその協議の過程において作成された再建計画といふものは、委員会の意見といふものが相当深く入つていゝといふ理解を私は持つてゐるわけなんです。そういう意味では、どうしても再建を執行する場合の協議が規定されていゝとするならば、この作成するまでの計画に對しま

しても、やはり協議すべきが妥協ではなかつたかと非常に遺憾に存じてゐるわけでありませう。なおそういう十八名の意見の中での調整の過程を通じて、こういう意見といふことで決定されたように、私実は理解をいたします。

さらに、退職金の問題で北山委員から質問がございましたが、六十億といふのは退職金のみを充當するといふ場合ではなくして、その事情に応じては、再建債の方に回してもいいという御意見がありました。この規定では、退職金は大体三年間で償還することになつております。再建債は七年間に償還することが規定してありますけれども、もし六十億の退職金が一

般の再建債の方に認められるとするならば、この三年間を七年間として変更するかどうかといふことも、一応明らかにしていただきたいと思ひます。

○川島国務大臣 六十億予定しております退職金を、振りかえまして再建債にした場合は、ほかの再建債と同様に

おられるのであります。再建計画は、先ほど申し上げた通り、意見を聞くだけであつて、決定されたワケの中で協議されるということになりますと、やはり協議の整わぬような場合がここに起るといふ懸念が強いわけであつて、従つてもしこれを作成される前に、協議をしてそれが決定されるということになれば、これはほとんどその協議の過程において作成された再建計画といふものは、委員会の意見といふものが相当深く入つていゝといふ理解を私は持つてゐるわけなんです。そういう意味では、どうしても再建を執行する場合の協議が規定されていゝとするならば、この作成するまでの計画に對しま

しても、やはり協議すべきが妥協ではなかつたかと非常に遺憾に存じてゐるわけでありませう。なおそういう十八名の意見の中での調整の過程を通じて、こういう意見といふことで決定されたように、私実は理解をいたします。

さらに、退職金の問題で北山委員から質問がございましたが、六十億といふのは退職金のみを充當するといふ場合ではなくして、その事情に応じては、再建債の方に回してもいいという御意見がありました。この規定では、退職金は大体三年間で償還することになつております。再建債は七年間に償還することが規定してありますけれども、もし六十億の退職金が一

般の再建債の方に認められるとするならば、この三年間を七年間として変更するかどうかといふことも、一応明らかにしていただきたいと思ひます。

○川島国務大臣 六十億予定しております退職金を、振りかえまして再建債にした場合は、ほかの再建債と同様に

おられるのであります。再建計画は、先ほど申し上げた通り、意見を聞くだけであつて、決定されたワケの中で協議されるということになりますと、やはり協議の整わぬような場合がここに起るといふ懸念が強いわけであつて、従つてもしこれを作成される前に、協議をしてそれが決定されるということになれば、これはほとんどその協議の過程において作成された再建計画といふものは、委員会の意見といふものが相当深く入つていゝといふ理解を私は持つてゐるわけなんです。そういう意味では、どうしても再建を執行する場合の協議が規定されていゝとするならば、この作成するまでの計画に對しま

しても、やはり協議すべきが妥協ではなかつたかと非常に遺憾に存じてゐるわけでありませう。なおそういう十八名の意見の中での調整の過程を通じて、こういう意見といふことで決定されたように、私実は理解をいたします。

さらに、退職金の問題で北山委員から質問がございましたが、六十億といふのは退職金のみを充當するといふ場合ではなくして、その事情に応じては、再建債の方に回してもいいという御意見がありました。この規定では、退職金は大体三年間で償還することになつております。再建債は七年間に償還することが規定してありますけれども、もし六十億の退職金が一

般の再建債の方に認められるとするならば、この三年間を七年間として変更するかどうかといふことも、一応明らかにしていただきたいと思ひます。

○川島国務大臣 六十億予定しております退職金を、振りかえまして再建債にした場合は、ほかの再建債と同様に

おられるのであります。再建計画は、先ほど申し上げた通り、意見を聞くだけであつて、決定されたワケの中で協議されるということになりますと、やはり協議の整わぬような場合がここに起るといふ懸念が強いわけであつて、従つてもしこれを作成される前に、協議をしてそれが決定されるということになれば、これはほとんどその協議の過程において作成された再建計画といふものは、委員会の意見といふものが相当深く入つていゝといふ理解を私は持つてゐるわけなんです。そういう意味では、どうしても再建を執行する場合の協議が規定されていゝとするならば、この作成するまでの計画に對しま

しても、やはり協議すべきが妥協ではなかつたかと非常に遺憾に存じてゐるわけでありませう。なおそういう十八名の意見の中での調整の過程を通じて、こういう意見といふことで決定されたように、私実は理解をいたします。

さらに、退職金の問題で北山委員から質問がございましたが、六十億といふのは退職金のみを充當するといふ場合ではなくして、その事情に応じては、再建債の方に回してもいいという御意見がありました。この規定では、退職金は大体三年間で償還することになつております。再建債は七年間に償還することが規定してありますけれども、もし六十億の退職金が一

取扱います。

○井手委員 簡単に質問方々お願いをいたしたいと思ひます。まず提案者にお伺ひいたしますが、あなたの方の作成された修正案に対して、地方公共団体の方も大體賛意を表しているようであり、敬意も表しているようであり、どうして、第二條の第三項にある増徴の關係、それは赤字の責任がすべて地方団体にしわ寄せされて、増徴によって解決されようとするのは、どうしてもみがない、これが第一点です。次に第十條の第二項にありますが兼職の件、これは若干修正はされておりますけれども、兼職そのものがどうしてものみがないこと、この二点に要約して、何とか御考慮が願えないかという要望がきわめて強いのであります。一たび出された修正案でございまして、いろいろ困難とは存じておりますけれども、そこまで要約された地方の要望、世論というふうなものに対して、提案者でもう一度御考慮なさる余地はないものかどうか、この点を提案者にお伺ひいたしたいのであります。

○鈴木(直)委員 これも確かにごもっともな要望であると思ひます。法文をよく見ますと、この法律は増徴をいふものではないのでございまして。しかも私たちの修正によつて、自治庁長官はこの財政計画に変更を加えることができないといふことにはいたし、またその財政計画は、当該自治体の長と議會、委員会等との共同で、県民の意思を考へつつ作成せられる自発的な、自主的な財政計画になるように修正をいたしました次第であります。そして、もし議會側が再議に付された案について否決し

た場合においても、これを不信任案とみなすことができないといふようにいたしましたのでありますから、府県民なり市町村民を代表する議會側に対して、長が強制的にその案をいふという点も除いたような次第でございまして。そういうような考え方から、どこまでも自主的に良識に従つた考え方によつて、地方団体が作成せられるというところが一つ。

もう一つは、政府原案を修正いたしましたして、利子補給を強化いたしました次第であります。すなわち政府の案に対して、五分までは利子補給をするというふうな案に切りかへまして、政府においても、相当痛い思いをさせるような修正案にいたしましたのでございまして。また第二條の第三項には、特にただし書きがございまして、特別の場合に限定されて第二号が適用されるというところであり、政府の見解も、その増徴計画の適用は、きわめて限局された場合に適用するものである、こういうことにもなつておりますので、いろいろ勘案をいたしまして、原案をそのままにいたしました次第であります。従つて修正案の提案者といはしましては、第二号は実施してもらいたくないといふことを期待しつつ、政府原案をそのままに置いた次第でございまして。

それから議會と委員との兼務の問題でございまして、あの法文の解釈は、実に解釈がしにくいのでございまして。すなわち再建団体の長がといふことがありまして、委員会なり議會の意思にもかかわらず、長が一方的にこれを押しつけることができるようにも解釈されるのであります。政府側はそういうものではないのだ、またお互いに話

し合つてするように読めるのだといふことでありまして、考えまして、これを十分でないと思へまして、長を抜きまして地方公共団体といふことにいたしました次第でありまして、地方公共団体においてはこういうことが可能である、法律で押えないのだ、法律上やろうと思へばやれるのだといふ意味に実は修正をいたしました次第でございまして。しかも地方自治法百八十八條の三の規定にかかわらず、これは委員會のみに適用される条文で、委員會側から申し出があつた場合には兼務ができるという規定でござい

ますが、このそれにかかわらずといふことは、それを否定するものであるといふ考え方から、その規定も抜いたような次第でありまして、あの法文の解釈は自治体内において委員會側におきまして、議會側にも同等な地位に立つてお互いが協議の上に兼務をしたり従事したりするといふような場合においては法律上はやれるのである、違法ではないのである、こういうような意味において修正いたしました次第でござい

ます。○井手委員 提案者の御意思はわかりました。そこで自治庁長官にお伺ひいたします。長官はこの修正案に対しては賛意を表するとおっしゃいました。提案者がたゞいま申されたように、實際は適用してもらいたくない、あくまでも委員會と地方公共団体の長は対等である、運用については当局に期待している、こういう多くの運用についての重要な発言がございましたが、おそろくただいま申された提案者の趣旨についても賛意を表されるであらうと存じますが、いかがでございま

しょうか、念のために伺つておき

す。○川島國務大臣 私は議會の御意見を尊重いたしましたして、本案が成立いたしました際にはこれによつて運営いたすつもりであります。

○井手委員 もう一点念を押しておきたいことは、赤字債の二百億が二十八年度末の決算によるものであることは、自治庁から言明されたところであり、先刻提案者の言明によりまして、二十九年度末における決算についてその始末をどうするかという点でござい

ます。提案者は来たるべき通常國會、いなその以前に臨時國會が開かれるならば、おそろく必要な措置を講ぜられるであらうと期待している、かように申されたのであります。これも同様賛意を表されている長官としては、大體予想されている臨時國會、あるいはなければ通常國會には、修正案に賛意を表されている建前からいたしまして、またこの再建法案が二十九年度末を起點として立案されております立場から、二十九年度末の決算に対する措置、すなわち補正予算を當然提出せられるであらうと私は信じておりますが、その点の所見をこの際言明いた

だきたいと存ずる次第でございまして。○川島委員 大體この法案を作りますときには二十八年度の決算の赤字四百六十二億を目標にして作つたのであります。その後二十九年度も二百二十億近くの赤字が出るという推定になりました。従いましてこの法案が考へられているだけの金額では不足を起す場合もあり得るのであります。そういう場合には適當に財源的措施をするといふことは私からも申し上げてよろしいし、大

蔵大臣もそういうことを申し上げてお

ります。適當に措置いたします。○井手委員 その適當に措置するといふことは、本年度中に補正予算の措置を講ずるといふ意思でございまして、もう少しはつきりお願いしたいのであります。私の方でもある程度意外の含みは了解し得る用意を持つておりますので、いまだ少しはつきりした御答弁が願ひたいのであります。

○川島國務大臣 再建債二百億の起債を許可することになっておりますが、その起債が不足の場合には追加して起債を許すことにいたしてあります。○北山委員 最後に一点長官にお伺ひしておきたいのです。私の法案の審議でいろいろな点についてお伺ひしたのですが、まだ心残りな点がたくさんございまして。ただ先ほど修正案の提案者の方から修正案第二十三條の点につ

きまして、地方財政及び地方行政制度の改正といふことを前提としたようなお話があつたわけでありまして。長官もこの委員會で再々地方行政制度の大改正を行いたい、こういうような御意思をしばしば表現しておられる。そこでお伺ひするのですが、こういうような事態からいたしまして、政府としては地方財政の制度の改革に取りかかる、まず第一の着手といふのは、地方制度調査會の運用だろつと思ひます。地方制度調査會は御承知のように七月十六日に一応第一の委員が具體的な結論を見ないままに終了したもので、新しい地方制度調査會に対して、政府はこれを運用して適當な意見の答申を求め、こういう段取りになつて思ひますが、これをさつそくにおやりになる考へであるか、また同時に、おやり

になるとすれば、地方制度調査会に対してどういうテーマを中心として答申案を求めるのであるか。この前は府県制度を中心としていたわけですが、それからまた引き続いて府県制度あるいは町村合併、そういうふうなテーマがあるのかと存じますが、長官の腹案としては地方制度調査会をいつごろから利用されるか、またその際にどのようなテーマをもってこの調査会に答申を求められるか、このお考えを聞いておきたいのであります。

○川島国務大臣 地方制度調査会委員の方々の任期はすでに来ているのであります。今もって発令いたしておりました。これも御推薦がありましたから、三日月に発令いたしました。なるべく早い機会に第一回の総会を開きたい、かように考えております。従来諮問しております府県制度に対する問題以外に新たに諮問案を出すのかというお尋ねに対しては、新しくそれと並行しまして別の項目も御審議願いたしと考えておりますが、政府部門の意見がまだ一致しないところがありますので、いつどういふ問題を出すかというところはここで答えるような段階にはなっておりません。

○北山委員 政府内部の意見がきまつてから表明されるということですが、大臣としてはどのような問題をもとめて取り上げなければならぬ、これを一つ地方制度調査会に答申を求めなければならぬと考えているか、大臣としてのお考えを一つこの際伺っておきたいのであります。

○川島国務大臣 当地地方行政に關する問題は、地方制度調査会にお諮り

して、その答申を骨子として成案を作るのであります。政府の意見が固まりますれば、地方制度調査会に諮問をいたすつもりであります。

○門司委員 今の北山君の質問に關連して聞いておきたいと思ひますことは、地方制度調査会の問題をいろいろな場合に引き上げられておりますが、政府はその地方制度調査会の答申を忠実に実行されるはんという御意思がございまして、この点を押しておきたいのだが、どうなんでしょう。

○川島国務大臣 従来の国務大臣はどうか知りませんが、私はこれを尊重しまして、取り上げたいと考えております。

○門司委員 これは行政、財政とも両方と解釈してよろしゅうございませう。

○川島国務大臣 地方制度調査会の規則では両方を御審議願うようになっておりますから、むろん両方に關係いたします。

○門司委員 それでやや安心いたしましたのであります。私の観測では、従来地方制度調査会の答申に対して、政府は自分に都合のいいようなところだけを取り上げて、財政は絶対に取り上げておられない。地方財政について、地方制度調査会は、行政の事務配分を行うと同時に地方財政の健全化をどういふもはからなければならぬというところで、たとえば交付税にしても百分の三十に引き上げるということを言っております。そういうことを少しも取り上げようとしな。一向お留守にしておいで、そうして政府の都合のいいところだけを取っていくという悪い癖がある。

る。従つて、今の大臣の御答弁がそのまゝ受け取れるようなら、私は非常に幸ひだと思つておりますが、ほかの内閣はどうか知らぬが、自分の内閣はとてゝるの、そこで政府の方針として少くとも、地方制度調査会の答申の中で、政府に都合のいいところだけではなく、一つ財政の面についても十分に考へていただきたい。今度の改正案にいたしまして、もし政府が地方制度調査会の答申をそのまま受け入れておつたならば、こういう再建整備をしなければならぬような団体はできなかったらうと私は思ふ。またそういう必要もなかつたらうと思ふ。だから、この機会にあつたためてこういう問題が出たので、今の大臣の答弁に対して、行政財政とも忠実にこれを実行ができるようにすることを、はつきりもう一度確約しておいてもらいたいと思ひます。

○川島国務大臣 財政の面におきましては、国家全体の財政とにらみ合つた仕事でありまして、従いまして、従来地方制度調査会から御答申になつてい通りにはいかなかつたという点もあるのではないかと考へるのであります。また、もともと地方行政を健全化して、地方住民の福祉を増進することとが趣意でありますので、なるべく国の財政と府県の財政との調和をはかりまして、根本の趣旨を失わぬようにいたしたい、こう考へておるわけでありませう。

○大矢委員長 それでは政府原案及びこれに対する鈴木直人君外十八名提出の修正案及び加賀田進君外十名提出の法律案に対する質疑はこれをもって終

了いたしました。

これより兩法案及び鈴木直人君外十八名提出の修正案等を一括して討論を行います。討論の通告がありますので、順次これを許します。古井喜實君。

○古井委員 ただいま議題になつております兩法案並びに政府原案に対する修正案について民主党を代表して討論をいたしたいと思ひます。

まず第一に、社会党兩派提出にかかる地方財政の整備に關する特別措置法案についてであります。本案に対しては遺憾ながら賛意を表しかねます。

理由の第一は、この案におきましては監督規定は撤廃してあるものであります。それから議會並びに委員會の關係に対しては、この再建に協力するため拘束は全廢してあるものであります。

この趣旨は、地方自治体の自主性を尊重して、みづからの努力によつて再建させようということでありませうから、この趣旨には大いに傾聴いたしたのであります。けれども、かようにいたしました結果として赤字を抱えた団体の再建ができるかどうかは多大の疑問を持つのであります。ただ赤字をたな上げするだけではなく、これを解消しなければならぬのであります。これは容易ならぬ苦痛でもあるし、なまやさしいことではないのであります。しかもこの目的を達成しようというならば、達成し得るだけの措置を考えなければ、この目的が達成できないという心配を持つのであります。この意味において社会党の案に対しては、まず第一にわれわれはこれによつて目的が達成せられるかに疑問を持つのであります。

第二番目は、再建債を社会党案において四百億というふうに規定をされ、そのうち三百五十億は政府資金をもつて充てるといふことであり、なお残りの五十億も三十九年度以降すみやかに政府資金に切りかへるといふことであります。かかる案は今日の事情においては実行不可能であります。そしてその実行不可能な案にわれわれは賛成することはできないのであります。

以上の理由によつて遺憾ながら社会党案には賛意を表しかねます。

次に自由党、民主党共同提案にかかる修正案でございますが、これはすでにわれわれが修正に参加しておる点においてもこれに異存がないことは申すまでもございませう。この案におきまして政府の利子補給が原案よりもさらに引き上げられた。多くなつたと思つております。若干監督規定等が緩和されましたけれども、この程度の緩和はさしつかへがないものであるとわれわれは考へております。

残りしました政府の原案につきましては、現在の段階においては実行可能な案としては、まずこの辺が最上である。私は確信いたしますので、この修正案並びに修正部分を除いた政府原案に対しては賛成の意を表するものであります。

○大矢委員長 次に鈴木直人君。

○鈴木(直)委員 私は自由党を代表いたしまして社会党提出の法案に反対をいたし、自由党、民主党共同提案の修正を含めて政府原案に賛成するものであります。もちろんいろいろ不満の点もありませうけれども、次に述べるような希望条件を付しまして、修正案を含む政府原案に賛成をいたします。

本法案の実施については十分なる資金と、将来地方財政に赤字を発生せしめないよう、地方財源の充実をはかることが必要であると考え、政府が今回準備しているこれらの措置は、必ずしも十分でなく、本法案の円滑なる実施に不安なきを得ないのであります。よって政府は本法案の実施に当っては、財政再建債の所収資金の確保をはかるかたわら、公算分については明年度必ず政府資金に肩がわりする措置を講ずるとともに、地方財政計画の適正化、地方行政制度の改正により、地方財政の充実について、根本的施策を樹立し、すみやかに関係法律案を提出せられることを希望条件といたしまして、賛成をいたします。

○大矢委員長 北山愛郎君

○北山委員 私は日本社会党を代表しまして、加賀田進君外十名提出の地方財政の整備に関する特別措置法案に対し賛成をし、政府提出の地方財政再建促進特別措置法案並びに鈴木直人君提出の修正案、これらに対して反対をいたすものでございます。

反対の理由を項目ごとに以下申し上げますが、第一にこの政府提案の再建促進法案は、地方財政の赤字に対する国の責任を果しておらないという点でございす。御承知のようにすでに本年の三月、鳩山内閣は地方財政、白書を国会に提出しておりますが、その中で書いてあります地方財政赤字の原因、これはまず第一に給与費につきまして地方の実態に対し、地方財政計画上の単価が低いというものであります。これがどちらが高いか、どちらが安いということは、今後の給与実態調査によってこれは定まるものであり

まして、みだりにただ地方が給与費が高いというところは言えない。これは本委員会でも明らかにされておる点であります。従って鳩山内閣の地方財政白書の中にも、その第一項としてこれが原因としてあげられておるわけでありす。その次に国庫補助事業並びに国庫補助職員に対するところの財源措置が不十分である、そしてその結果地方団体は窮乏しなくてはならぬ、ということのような結果、赤字が出ておる。これが第二であります。第三には災害の復旧等のために地方団体の負担が多くなつて、これが赤字の原因をなしておる。次に地方債が膨大になつて、その元利償還の負担のために赤字が出ておる。その次に法令に基かない国や他の地方団体に対する寄附、負担金等が非常に多過ぎる。以下ごまかいあるような原因があげてあるわけでありす。それらの鳩山内閣自身が認めておる地方財政の赤字の原因からいまして、どこに一体この責任があるかというところが明確になると私は思ふのであります。もちろん地方団体の行財政運営にも責任があることは明らかでありますけれども、しかし大半の責任は国にあることは、これをもつて、鳩山内閣自身が認めておるところであります。ところがこの法案によって、地方財政赤字対策としては、その報告書とは全く矛盾をいたしておるのではありません。政府が措置するものはわずかに政府資金として五十億しか赤字資金としては出しておりません。百五十億は一般の地方銀行等の公算債を充てておるわけでありす。しかも予算上の措置としてはわずかに七

千五百万円の利子補給でございます。そしてそれ以外の何百億、あるいは一千億に及ぶと思われるような財源不足に対しては何らの措置もいたしておりません。そしてこの促進法がもしも通りますときには、各地方団体は再建計画を立てる、立てる際にはその何百億かの赤字分というものを節約、増徴、首切り、この三つの方法によって、八年間の多額の財源不足を、自分の団体の責任において解決をしなければならぬ義務を生ずるわけでありす。ここに私はこの法案は明らかに鳩山内閣自身が認めておる赤字の責任というものを、国の負担によって解決をすることなくして、地方団体にこれを押しつけておる、こういう悪法であるということが反対の第一の理由であります。

それから第二は、この法案は憲法違反の疑いがあるという点であります。この委員会でも明らかにされてしまつたが、法制局のこの点についての答弁はまことにあいまいであります。たとえばこの法案によって多少の特典を地方の赤字団体に与えておるのであるから、当然拘束を与えておるのであるから、再建団体は白然的な意思によつて、その再建団体になるのであるからして、これは差しつかえないのだ、こういうような理論でございす。ところがもしもそういう理論が正しいとするならば、自分の意思であるならば、いかなる拘束も個人については基本的人權の制約を自己の自由意思ならば受けてもよろしいというのを認る思想でございす。これがすなわち現在憲法を認めようとする思想と軌を一にして、これは私どもは考へるのであります。これはすなわち地方団体の身売

りや奨励する法案であると極言をしても差しつかえないと思ふのであります。すなわち二、三日前に国会におきましては憲法禁止法が否決されましたが、決してこれは偶然ではないと思ふのでございす。この思想がすなわち地方団体身売り奨励法案に通ずるものである。かような点からいまして、地方団体の自主性というものを保障しております憲法第九十二条、この地方自治の本旨を尊重しないこの法案に対して、われわれは断じて賛成することができません。

次にこの法案は地方財政の赤字をたな上げする、こういうことを表看板として、実際は首切りを奨励しよう、こういうことをねらつた法案であります。先ほどの質疑にもありましたように、今回のこの法案に対する財源的真摯づけというものは、政府資金としては五十億、別に退職手当分として六十億でありす。それから、この資金のウェットは、政府の立場から見れば退職手当の方に置かれておる。しかもその退職手当を認めるのは、赤字団体のみならず、黒字の団体であろうとも、職員の首を切るという場合には金を貸してやるというのであります。従つてこの点から考へてみましても、この法案は過去の地方財政の赤字の救済、たな上げということよりも、むしろ今後における地方団体のいわゆる職員の首切り奨励法案であるといわなければなりません。この点からわれわれは賛成することができないのであります。

次にこの法案は地方財政の現在の窮境を救うのだ、こういうことをいっておりますが、この法案全体として果してその実効、その目的を達成すること

ができるかという問題であります。すなわち現在の地方財政はすでに昭和二十九年のおしまいで五百八十六億円の赤字を背負つておる。ところが問題はそれだけではなくて、昭和三十年度の財源不足は六百億に達しておるのであります。これは委員会の質疑によつて自治庁がみずからこれを認めておるのであります。この六百億に対して、何らの財源措置をしない、そうしてこの法案だけを通過せしめるとするならば、この六百億分は地方団体の責任でこれを圧縮しなければならぬ、節約をしなければならぬ、職員的首切りをしなければならぬ、事業をやめねばならぬのであります。従つてこれは地方行政の機能を停止、麻痺せしむるところの危険性を持ったものであります。その点から私どもはこの法案の実効性というものを疑わざるを得ないのであります。もしもこれを強行いたしましたならば、地方団体の行政の機能というものは非常な低下を示しまして、その窓口を通じて行われる鳩山内閣の重要政策、社会保障の拡充であるとか、あるいは農林漁業の振興であるとか、そういうような政府の公約した政策というものは、この面から完全に実現不可能という結果に相なるのであります。従ひましてこの法案だけをもつてしまひては、しかもこれを裏づける乏しい財源をもつていたしまして、この法案のねらつておりましたところの再建促進というところは断じてできないというものが、われわれのこの案に対する反対の大きな理由であります。

最後に私は、このような法案が一体国民のうちのだれによって支持され、

第一類第三号 地方行政委員会議録第四十七号 昭和三十年七月二十三日

九

だれによつて反対されておるかということも考えましたときに、この法案を支持しておりますのは、特に注目しなければならぬのは財界であります。経済団体連合会、日本商工会議所あるいは経済同友会という連中が、この再建促進法の通過を強力に要望いたしておるのであります。彼ら財界は、地方財政を圧縮しようとしておるのであります。安上りの地方行政をやろうとしておるというその腹は、国家資金あるいは国民の貯蓄、税金、そういうものをできるだけ地方行政の方には回さないで、地方団体には使わないで、これを大資本、大企業に取つてやる、こういうような根本のねらいがそこにあるとわれわれは推測せざるを得ないのであります。すでに資金運用部資金等の地方団体に対する地方起債に回る分というものが、この前門司委員からも指摘されましたような、年々減つておるのであります。一時は九十数%であつたものが、現在は四三%に下つてゐる。すなわち国民の零細な郵便貯金ですら、その大半というものは産業界に回り、大きな企業の設備資金投資に使われている。そして地方団体に對してはその配分が少くなりつゝある。しかも大資本、大企業はそれでもなお足らなくて、さらに地方財政を圧縮し、これを安上りにして、そしてその資金の配分をさらに多くしようといふところに腹があると思ふのであります。しかも現在国家財政が苦しい。先ほど来修正案の提案者の説明、あるいは討論等にも現れておりまして、財政が許さない、こういうふうに言われまされども、しかし今国家財政の中にたくさんのお金が、地方

財政にはむだがあるといわれまされども、われわれは現在日本が、あのおもちゃのような自衛隊のために何十億もの金を使うというその理由がどうしても納得がいかない。あの自衛隊が実際にいかに防衛の効果を示すかといふことは、だれもこれを証明するものはないのであります。そういうものには、国民の一人として陳情運動も何もしないのに、年々二百億、三百億という予算が追加せられていく。ところがその犠牲になつて地方財政が圧縮されていく。このように、この法案が出てきたゆゑのものは、一面においては国の再軍備政策の圧迫で、その資金獲得のために地方行政を安上りにしようといふねらいがその奥に秘められておると考えるものであります。従つてわれわれはこれが日本の民族あるいは国民大衆の利益になるとは断じて思ふことはできません。

以上われわれの反対する理由を簡潔に申し上げまして、この政府原案並びに修正案に反対をし、われわれの提案をいたしましたところの地方財政の整備に關する特別措置法案こそが、現在の地方財政を救ひ得る唯一の法案である、最も合理的な法案であるといふことを確信いたしましたして、討論を終る次第であります。

○大矢委員長 門司亮君。
○門司委員 私は社会党を代表しまして、今提案されております地方財政再建に關する特別措置法案、並びに自由党、民主党から提案されております修正案に對して反対の意見を表明し、さらに兩派社会党から提出いたしてあります法案に對しまして賛成の意見を表明

しようとするものでございます。この法案を審議するに當りましてわれわれが最も注意をせなければならなかつたのは、地方の自治体における今日の赤字の原因の究明であり、さらにこれに基くその原因と思はれるものを除去するといふことがなほ最初に考へられてゐた法案が国会に提案をされてこつたかといふことを、私は今日非常に嘆くものでございます。地方財政の赤字は、今北山君から申し述べられましたように、いろいろな原因があるものであります。しかしその原因の中で、地方の自治体が当然自衛すべきものについては、地方自治体の自衛をすることをわれわれは要望し、かつこれを実行せしめることには決してやぶさかではない。しかし困みずから省みて、地方財政の赤字の原因と思はれる幾多のものについては率直にこれを反省して、やはり是正するといふことが、政府のとるべき最も望ましい態度であつたと考えているのでございます。しかし今日提案されておりますのは、ただ赤字ができたから、この赤字を一応解消することのために処置をする、これだけの方針でありまして、この法案がたとい多數をもつて国会を通過いたしましたとしても、なお地方自治体の赤字を根絶からなくするといふ方策には何ら役立たないものといわなければならぬからでございます。もし政府が地方の自治体に対してほんとうに親切な態度があるならば、この法案を出す前に、先ほど申し上げました将来の赤字を防止するといふ抜本的の意見を示されることこそが、政府のとるべき態度であつたと考えるからでございます。

なお案の内容につきましてはいろいろございますが、これらの内容は、先ほど私が申し上げましたように、一切の根柢から赤字をなくしようといふ考え方の上に立つたものではございませんで、ごく簡単に申しますならば、ただ今日の赤字財政の金融をいかに緩和するかといふことが、この法案の趣旨になつてゐる。従つて政府の援助しようといふものは、わずかに利子の補給をきつめて形式的、申しわけに行うだけであつて、なお修正案はこれをやや緩和はいたしておりますが、これとて真にこの問題を解決するに至るものではないので、ただ資金の融通を、言いかえしますならば資金繰りを多少円滑にしてやううといふだけであつて、決して赤字の数字はこれによつては減らないといふことであります。私はこれらの点を考へて参りますと、この法案に直ちに賛成をするわけには参らぬのであります。

同時に、この法案が地方の自治体の行政にいかなる影響を持つてあらうかといふことは、しばしば論議されておりますので、多くを申し上げる必要はないと思ひますが、政府が考へております意図は、できるだけ地方財政を圧縮して、そうして地方の経費を軽くすることを目標とした案であることに間違ひはございません。しかし今日の地方行政を、行政の姿の上からながめて参りますと、大体地方自治体が行なつております仕事は六〇%ないし七〇%といふものは、国の法令に基く義務の仕事であるか、さもなくばこれに關連を持つた事業であつて、単独に地方の自治体が行なひ得る面といふものは、わずかに三〇%くらいしかない

ずである。従つてこうした法律をもつて律して参りますならば、国の法令に基く仕事だけはこれをやらなければならぬ。もし政府の考へております法令に基く義務的経費と義務的事业をすべての自治体が行なつて参りませんならば、政府の施策は一つ実行することが困難だと私は考へる。従つて地方の自治体は国の法律で命ずるもの、これに準ずるものはいやがうでもやらなければならぬ義務を背負つておる。従つてこれを経費の面から詰めようとするならば、いやがうでも単独事業と住民の要求する一部公共事業を圧縮する以外に方法はないのであります。こうなつて参りますならば、憲法が保障いたしております自治の觀念と、この住民参加を主眼としております今日の自治行政というものがかく崩壊してくる。そしてかつての明治憲法のもとに行われたように、地方の自治体というものは、国の指揮監督を受けてその事務を処理するものを自治体というやうな団体自治の觀念だけが残つて参りまして、憲法に保障いたしておりますいふゆる住民自治の精神というものが、事実上施行して没却され、これがなくされるであらうし、このことから国民全体の自治觀念と、さらに民主行政の上に非常に嘆かわしい事態が必ずつくであらうと思ふのでございます。しかしこれも政府は、特別法である、しかも限られた団体であるから、そういう事態はくるにしてもこれは憲法違反にあらずといふ議論を立てておるのであります。しかしといふ行政のすべてが憲法違反でないといふ考えられる解釈が下されて参りま

いは各公共団体から要請をいたして参りますその起債の額の認可の状況を見て参りますと、この四、五年、財政赤字を出して参りまして、昭和二十五年以降の政府の態度というものは、一般財源に関する地方公共団体からの要請に基きましては、大体毎年五六％請に、少い年で五二％、これを許可している。しかし、起債によつて当然きかならうべきであると考えられる投資財源に対しては、ただ公営企業に対しては政府はその申請額の二三％ないし一三％しか認可をしていないということとは、数字が明らかに物語つておる。この政府のつとめて参りました公債政策の誤まり、いわゆる許可に対する誤まりが、今日の地方財政の赤字の原因になつてゐることは、政府みずからが認めざるを得ないであります。しかるに、この法案はそれに拍車をかけて、首切り退職金を六十億も出してやるということになつて参りますと、地方の自治体が苦しまぎれに、あるいはそのに飛びついてくるかもしれない。しかし、それはやがてみずからの首を締めるものである。自治庁はもし地方の公共団体に助言をし、これに勧告をなし、ある程度のこれに監督権を持つて地方自治体を育てていこうとする親官庁であるとするならば、將來地方の自治体がみずから首を締めるというよきな一時を糊塗するがごとき政策は私益となるべきではないと考える。ことに地方自治体は、首を切ることをために十億の金が出せるという見通しがついて参りますならば、その財政の再建にシわ寄せを、ことごとく労働者に持てくるのであります。首切られた地

働者といえども、そのまま食わずにい
るわけには参りません。やはり何らか
の形で地方財政に還元してし寄せさ
れることは当然であります。私は、こ
ういうおろかな対策をとることは当
得たものではないと考えておりますの
で、これに対して、私は強く反対の意
思を表明いたしまして、両派社会党の
提案にかかるこれらの問題を除いて、
そして更に地方の公共団体の赤字を解
消することのために、たとい起債政策
をとつて参るといたしましても、やは
り全額これを政府資金においてまかな
うという姿に属していくことが望ま
しい形であると考えております。

以上申し上げましたように、政府原
案並びに自由党、民主黨の提出してお
ります修正案に反対し、両派提案の本
案に賛成の意を表明するものでござい
ます。

○大矢委員長 これにて討論は終局を
いたしました。

これより採決に移ります。まず念の
ために順序を申し上げます。最初に加
賀田進君外十名提出の地方財政の整備
に関する特別措置法案に対して採決を
し、次に鈴木直人君外十八名提出の修
正案について採決、最後に政府原案に
ついて採決をいたします。

それでは採決いたします。加賀田進
君外十名提出の地方財政の整備に関す
る特別措置法案について採決をいたし
ます。本案に対して賛成の諸君は起立
を願います。

〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よつて本修
正案は可決されました。

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よつて本修
正案は可決されました。

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よつて本修
正案は可決されました。

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よつて本修
正案は可決されました。

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よつて本修
正案は可決されました。

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よつて本修
正案は可決されました。

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よつて本修
正案は可決されました。

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よつて本修
正案は可決されました。

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よつて本修
正案は可決されました。

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よつて本修
正案は可決されました。

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よつて本修
正案は可決されました。

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よつて本修
正案は可決されました。

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よつて本修
正案は可決されました。

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よつて本修
正案は可決されました。

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よつて本修
正案は可決されました。

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よつて本修
正案は可決されました。

次に鈴木直人君外十八名提出の修正
案について採決をいたします。本修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

五、市町村民税。1、所得税額を課

税標準として所得割を課する場合の標準税率は、これを昭和三十一年度以降引き上げることを取りやめ、百分の十三に据え置くものとする。2、課税総所得金額については「総所得金額から基礎控除のみをした金額」とすることができ、旨の規定を削り、昭和三十一年度分の市町村民税から適用するものとすること。給与所得者について税額控除をとり、課税標準額に税率を乗じて得た額から、その百分の十に相当する金額（この金額が千円をこえることとなる場合においては千円とする。以下本号において同様とする。）を控除した後の額を所得割額とするものとし、同一者について給与所得と給与所得以外の所得とがあるときは、課税標準に税率を乗じて得た額から、当該額を給与所得の額と給与所得以外の所得の額とによって按分して求めた給与所得にかかる額の百分の十に相当する金額を控除した後の額を所得割額とするものとし、昭和三十一年度分の市町村民税から適用すること。

六、固定資産税。1、標準税率を百分の一・二に引き下げ、昭和三十一年度分の固定資産税から適用するものとする。2、大規模償却資産に対する市町村の課税限度額については、人口三万人以上の人口段階をさらに次のように分類するとともに、当該大規模償却資産の価額の十分の五が次の課税限度額をこえるときは、十分の五の額を課税限度額とするものとし、昭和三十一年度分の固定資産税から適用すること。

三万以上五万未満の市、六億五千万円、五万以上十万未満の市、九億円、十万以上二十万未満の市、十二億円。

二十万以上の市、十五億円。

七、たばこ消費税。税率を道府県たばこ消費税にあっては百分の十、市町村たばこ消費税にあっては百分の二十に引き上げ、昭和三十年九月一日以降に売り渡される製造たばこの分から適用するものとする。

八、国民健康保険税。課税限度額を現行三万円から六万円に引き上げ、昭和三十一年度分の国民健康保険税から適用するものとする。

以上が日本社会党左右両派の諸君から提出せられましたところの御意見であります。

民主党の方におかれましては、ガソリン税、地方道路税等に関連いたしました、ガソリンに關する税率の引き上げが行われないという場合におきましては、この地方税法中のガソリンを消費しない他の自動車の税率の引き上げについては、これを取りやめるということの御意見があったのであります。自由党の意見といたしましては、やはり民主党と結論においては同様でございます。ただ自由党といたしましては、今回の地方税法の改正に對しましては、今日地方の財政状況はなほだ逼迫いたしておる中で、できるだけ地方に財源を付与しなければならぬ時期でございますので、このたびの地方税法の一部改正に對して、改正の結果大きな赤字が出るということは避けなければならぬというのを基本的態度とせられたのであります。そういうふうな関係でもあります。同時にまた積極的にいろいろ修正をしますと、ただいまの赤字の問題も起りますが、すでに予算も成立していることでもあり、財政計画に重大な影響を与えるような

修正も慎まなければならぬというようなことから、いろいろ意見もございましたが、結局するところは地方税法の一部改正案に對しましては、だいたいま民主党の御意見として申し述べました通りに、自動車税の引き上げをやめるといふことにとどめたような次第であります。さような御意見の開陳があったのであります。

小委員会といたしましてはただいま申し上げましたような経過並びに結果でありまして、社会党左右両派の御意見と民主党並びに自由党との間の意見とは、いろいろ話合いをいたしましたけれども、遂に一致するに至らなかつたのであります。しかし各委員におかれましては、政府の現行地方税制に対する認識、長官は本案の提出に當りましては、地方税制は安定をしておるかのごとき御説明があったのでありますけれども、私どもは必ずしもそう考えない。この現下の地方財政の立て直しをはかりますためには、当面の対策はもちろんのことでありますけれども、さらに根本的に地方税制全般にわたつて検討を加える必要があるというのが、私は各委員さん方の一致した御見解であつたかと承知するのであります。なおまた先に申し上げましたところのいろいろ地方からの要望その他、今回の地方税に対する各方面の陳情なり要望において現われました事項、特に先ほど御紹介申し上げましたようないろいろの問題点につきましては、政府においても十分に検討を遂げ、なるべくすみやかに具体的な結果を出してほしいというお気持と同時に、われわれ地方行政委員会といたしましては、これらの問題については根本問題であ

ると同時に、今後さらに研究を遂げる必要がある。これも各委員さん方の一致した御見解であつたように承知いたしますのであります。

以上簡単にございましたが、小委員会の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げた次第でございます。

○大矢委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれをもって散会いたします。

午後一時十九分散会

〔参照〕
地方財政再建促進特別措置法案（内閣提出）に關する報告書
地方財政の整備に關する特別措置法案（加賀田進君外十名提出）に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月三十日印刷

昭和三十年八月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局